

石川県警察機関誌編集発行要綱の全部改正について

〔平成4年12月18日教発第1054号〕
警察本部長から各部・課・室・隊・校・署長あて

対号 平成4年11月1日付け、教発第989号、務発1423号、捜一発第708号、防発第612号、公発第281号、交企発第271号、学発第635号、「石川県警察教養推進委員会設置要綱の制定について(通達)」

この度、石川県教養に関する訓令(平成5年石川県警察本部訓令第12号)を定めたことに伴い、別添のとおり「石川県警察機関誌編集発行要綱」を全部改正したので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、「石川県警察機関誌編集発行要綱の制定について」(昭和38年4月18日教発第167号)は廃止する。

別添

石川県警察機関誌編集発行要綱

第1 趣旨

この要綱は、石川県警察機関誌(以下「機関誌」という。)の編集、発行等について、必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

機関誌の発行は、職員(石川県警察職員及び中部管区警察局石川情報通信部(以下「情報通信部」という。)の職員をいう。以下同じ。)の知識及び文化水準を高めることにより、人間形成に資するとともに、職員及び石川県警友会員相互間の融和及び連絡を図ることを目的とする。

第3 名称及び発行

機関誌の名称は「いしかわ」とし、毎月1回当月分を発行するものとする。ただし、1月号は前年の12月末までに発行するものとする。

第4 幹事会及び教養推進担当部会

石川県警察教養推進委員会設置要綱の5及び6の規定による幹事会及び教養推進担当部会をもって、機関誌の編集及び発行を効果的かつ効率的に推進するものとする。

第5 所属長等の責任

- 1 所属長及び情報通信部職課長は、その所管事務についての原稿及び資料の収集の責任を負うとともに、編集及び発行に協力しなければならない。
- 2 警察職員は、積極的に投稿するなど機関誌の発展に寄与するよう心がけなければならない。